

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年5月20日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構 諫早総合病院

院長 長郷 国彦

◎調達機関番号 903 ◎所在地番号 42

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 22
- (2) 購入等件名及び数量 自動注射薬払出装置 一式
- (3) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による
- (4) 納入期限 令和7年12月31日
- (5) 納入場所 独立行政法人地域医療機能推進機構
諫早総合病院
- (6) 入札方法 入札金額については、購入物品のほか、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第5条と第6条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B、C、又はDの等級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

- (3) 薬事法に基づく医療用具の販売業の届出をしていることを証明した者であること。
- (4) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
- (6) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しない者であること。
- (7) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

【参考】契約細則抜粋

第4条 地域医療機構が行う一般競争に参加できる者は、全省庁の統一資格審査により定める物品の製造・販売等の競争契約の参加資格又は厚生労働省が定める建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争契約の参加資格を得た者とする。

2 前項の一般競争参加資格に基づき、一般競争を実施する場合において、当該競争において必要とされる等級を有する者が僅少であるときは、予定価格に対応する等級に加え次の各号に定めるところより当該資格の等級に格付けされた者を当該競争に参加させることができる。

一 建設工事 直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

二 測量・建設コンサルタント等 直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

三 物品製造等(物品の製造・物品の販売・役務の提供等及び物品の買受け) 物品の製造、物品の販売及び役務の提供等にあっては、予定価格に対応する等級がA等級の場合は二級下位の「B、C」に、B等級の場合は直近の上位及び下位の「A、C」又は二級下位の「C、D」に、C等級の場合は直近の上位及び下位の「B、D」に、D等級の場合は直近の上位の「C」に、物品の買受けにあたっては、直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

3 前2項の規定にかかわらず、審査会において特に参加資格を認めた者については、当該競争に参加させることができる。

4 経理責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、第1項の資格を有する者につき、更に必要な資格要件を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

一 契約を締結する能力を有しない者

- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 前各号に類する行為を行なった者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
- 〒854-0071 長崎県諫早市永昌東町24番1号

独立行政法人地域医療機能推進機構諫早総合病院 事務部 経理課 契約係長 草野
電話 0957-22-1380

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告から令和7年6月27日(金)までに「機密保持に関する誓約書」と引き換えに(1)の交付場所にて交付する。(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く9時00分から17時00分まで)

※「機密保持に関する誓約書」は両面印刷すること。

なお、やむを得ず来院が困難な者については、郵送(郵送費用は請求者負担とし、返信用封筒(レターパック等)を必ず同封すること)にて交付を行うので、上記3まで期日に余裕をもって早めに連絡すること。

(3) 入札参加希望者の登録期間

令和7年5月20日（火）より令和7年6月30日（月）17時00分まで

(4) 開札の日時及び場所

令和7年7月3日（木）14時00分 6階会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(2) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、2（1）及び2（5）の証明となるもの及び入札説明書、仕様書において定めるものを3（3）の期間内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 落札者の決定方法

契約細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする

(7) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Automatic Injection Drug Dispensing System 1 set

(2) Time-limit for the notice : 5:00p.m. June 30, 2025

(3) Contact point for the notice : Mikiko Kusano Contract Chief, Accounting Division, Japan Community Health Care Organization Isahaya General Hospital, 24-1Eisyuhigasimachi Isahaya city, Nagasaki, 854-8501 Japan, TEL 0957-22-1380

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
諫早総合病院 院長 長郷 国彦 殿

住所(所在地)

氏 名 (法人名) _____ 印 _____
(代表者名)

電話番号：() —

E-mail : _____

(_____ 以下「当社」という。)は、独立行政法人地域医療機能推進機構諫早総合病院における自動注射薬払出装置一式調達の業務(以下「本件目的」という。)を行うにあたり、貴機構から当社に対して開示される機密情報(以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(単価情報の定義)

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他の開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴機構から書面により開示の承認を得た情報。

(誓約書の取扱期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴機構が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

第3条 貴機構が単価情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手として事前に貴機構の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

(1) 顧問弁護士、会計監査人

(2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家

(3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署

(4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴機構の指示に従い貴機構に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴機構は、当社が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以 上